

# 認可保育施設入所に関する留意事項の確認

■内容をご確認いただき、□にチェックをしてください。

留意事項		
<input type="checkbox"/>	1	<p>保育施設は、保護者が仕事や病気その他の理由で家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育をすることを目的として設置された児童福祉法による施設です。仕事が休み等で保育を必要とする事由がない日は、原則家庭での保育となります。</p> <p>※保育を必要とする事由以外で施設を利用する場合は、施設に必ず連絡をお願いします。</p>
<input type="checkbox"/>	2	<p>保育を実施する時間は、支給認定の保育時間の区分（標準時間・短時間）及び各施設が定める標準時間・短時間の設定時間の範囲内で、保育を必要とする事由に対し、添付していただいた各証明書等に記載された「保育を必要とする時間」（就労であれば、勤務就労証明書に記載された勤務時間となります）＋「送迎（通勤）時間」です。予め施設と確認のうえ、適正に利用いただくようお願いします。</p>
<input type="checkbox"/>	3	<p>支給認定・入所手続きに必要な書類は、後日提出となるものも含め、期日までに提出してください。また、支給認定期間中、年に1度、支給認定要件に適合しているかを確認するため、継続入所のための現況届をご提出いただきますが、書類の提出がない場合は、支給認定が取消しとなり、入所（継続）ができなくなる場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	4	<p>提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更を生じたがその連絡がなかった等の場合は、認定、利用内定、入所承諾、利用者負担額の決定を取消、退所していただくことがあります。</p>
<input type="checkbox"/>	5	<p>申請児童の健康・発達状況等の確認のため、必要に応じて関係機関に対し情報を提供する又は情報の提供を求める場合があります。また、障害や発達の遅れなど、保育実施にあたって特別な配慮を要する事情が認められる場合、別途面接や、さぼ一とぷらす保育の申請を求める場合があります。</p> <p>上記求めに応じない場合や、障害や発達の遅れが重度である場合、また、事前の申し出なく、内定後に施設における面談において、保育士の加配が必要であることが判明した場合、入所承諾とならない場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	6	<p>求職活動や、妊娠出産等を事由に認定を受ける場合、支給認定期間が制限されます。認定期間後も継続して保育施設等の利用を希望する場合は、期間満了前に保育を必要とすることが確認できる書類を提出してください。認定を継続する事由がない場合、退所となります。</p>
<input type="checkbox"/>	7	<p>申込み後又は入所中に、住所、氏名、家族構成及び保育を必要とする事由等に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書」「変更事項を証明する書類」を施設等に提出してください。</p> <p>各種変更は、利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。提出が遅れた場合や、後日発覚した場合には、内定等の取消や、保育料が遡って変更となることがあります。</p>
<input type="checkbox"/>	8	<p>利用者負担額（保育料）は入所児童の保護者の税額により算定します。税額は基本的に父母2名の合算額になりますが、父母の年収が120万円未満の場合のみ、同居する祖父母等扶養義務者の方から、家計の主宰者と判断される1名の課税額を合計します。この場合、世帯分離しているかどうかにかかわらず算定の対象となりますので、支給認定申請書兼認可保育施設利用申込書の世帯の状況欄への記載漏れがないか再度確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	9	<p>公立保育所の場合、保育料・副食費・延長保育料は原則口座振替により納入していただきます。原則毎月28日の引落としとなりますので、残高不足等にご注意ください。なお、保育料が滞納となった場合、督促状・催告書が送付されるほか、こども支援課職員又は施設職員が自宅訪問や電話による催告を行います。納入が困難となった場合、速やかにご相談ください。※自園徴収となる施設については、施設の指示に従い納入してください。</p>

【裏面もご確認ください】

留 意 事 項		
<input type="checkbox"/>	10	入所当初には、児童が保育施設に慣れるための「ならし保育」があり、短い時間から少しずつ施設に預け、新しい環境に慣れていけるように対応を行っております。ならし保育は可能な範囲で最大 2 ヶ月以内の期間で行っていただきます。入所日より前にならし保育をする事はできません。
<input type="checkbox"/>	11	退職や引っ越し等により保育施設を退所することが確定した場合には、「退所届」を退所予定月の 10 日までに、利用施設を通してこども支援課に提出してください。退所が 10 日以降に明確になった場合は、すぐに利用施設及びこども支援課に連絡をしてください。 入所申込中の場合でも、入所の必要がなくなった場合には、こども支援課にご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	12	提出書類（マイナンバー関係除く）や決定した利用者負担額（保育料）、保育料等の滞納の状況等については、必要に応じて利用予定の保育施設等に対し提供します。
<input type="checkbox"/>	13	利用開始希望日が申請日から約 1 ヶ月以上後の場合、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第 20 条第 6 項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。

※「就労」による支給認定関係

留 意 事 項		
<input type="checkbox"/>	14	雇用期間がある就労形態の場合は、更新ごとに「勤務・就労証明書」の提出をします。
<input type="checkbox"/>	15	保育施設在籍中に退職した場合、求職活動での支給認定が可能（90 日程度）ですので、速やかに支給認定変更申請書を提出願います。変更申請書の提出がない場合や、求職活動での認定期間内に就労先が見つからない場合は退所となります。
<input type="checkbox"/>	16	職場復帰を前提とし、ならし保育を行うために育児休業中に申請・入所となった場合は、有効期間の開始日より 2 ヶ月後（4/1 入所の場合 6/1）までに復職していただきます。復職後に再度、復職日の記載がある「就労証明書」の提出が必要ですが、期日までに復職していないことが明らかとなった場合は退所いただきます。

※育児休業による支給認定関係

留 意 事 項		
<input type="checkbox"/>	17	入所児童の弟妹のための育児休業を取得する場合、入所児童が保育施設を継続利用出来る期間は原則として 1 年（育児休業取得に係る児童の誕生日の前日まで）とし、弟妹について認可保育施設の入所申し込みをし、入所保留となった場合のみ、6 ヶ月毎、最長で弟妹が 2 歳になるまで継続利用出来る期間を延長します。

保護者署名欄	<p>認可保育施設入所に関する留意事項を確認しました。</p> <p style="text-align: center;">令和      年      月      日</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">(自署の場合、押印不要)</p>
--------	---